

要望事項 (優先順位 八瀬4, 鞍馬学区鞍馬4)
不法投棄対策

要 旨
(八瀬)

国道367号線や、旧道、登山道、河川等にゴミ、廃材、廃タイヤ等が捨てられたり、道路脇(民地)に放置されたりなど不法投棄が絶えません。

看板は設置されていますが、追加対策が必要な状況です。不法投棄を辞めさせる対策をお願いします。また、民地に捨てられたゴミについても不法投棄として対応していただきますよう、要望いたします。

(鞍馬)

花脊峠の百井別れ付近から百井峠におけるゴミの不法投棄が酷い状況であり、特に峠付近においては手がつけられない程の惨状です。

この付近は鞍馬川の源流にあたり、清流の水質保全が大きな懸念となっています。

対策として、鞍馬以北には、他地域に設置されているような不法投棄を抑止するための大型看板がないため、設置を要望します。

回 答
(環境政策局)

不法投棄の防止には、早期に発見・対応するほか、監視していることを不法投棄行為者に気付かせ、不法投棄を思い留まらせることが重要であるため、啓発看板の設置や本市及び本市の委託警備業者がパトロール等を行っているほか、市民の皆様の自主的な清掃活動の支援を行い、ポイ捨てしにくい環境づくりに努めているところです。御要望の大型看板の設置につきましては、今後、設置場所や看板の記載内容等、地域の皆様の御意見を伺ってまいります。

また、本市では、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に対して、監視カメラの貸出しを行っておりますので、当該制度の活用も御検討いただけたらと存じます。

なお、民地につきましては、法令に基づき、土地の管理者等の責任において、清潔を保持することとされておりますので、不法投棄がされにくい環境整備等に御協力いただくようお願いします。

今後とも、地域の皆様と一体となって、ポイ捨て、不法投棄対策に取り組んでまいりますので、御協力をお願いいたします。

(建設局)

本市の管理する道路、河川等における不法投棄は、左京土木事務所において対応させていただきますので、御連絡ください。民地での不法投棄は、投棄した者が見つからなければ、土地所有者や管理者の方が処分していただくことが原則となりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、土地所有者や管理者の方により、日頃から不法投棄防止策(看板)等を実施いただくようお願いいたします。

(京都府京都土木事務所)

現地の状況を確認しましたが、京都府管理河川である高野川の河川区域内へのゴミ等の放置は確認出来ませんでした。